

グローバルETF・インカム・バランスファンド(年1回決算型)

追加型投信／内外／資産複合



- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 本書にはファンドの約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。

■ 委託会社(ファンドの運用の指図を行う者)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第347号

設立年月日：1986年11月1日

資本金：20億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額：15兆2,944億円

(資本金、運用純資産総額は2024年2月29日現在)

■ 受託会社(ファンドの財産の保管及び管理を行う者)

三井住友信託銀行株式会社

■ 照会先

三井住友トラスト・アセットマネジメント

ホームページ：<https://www.smtam.jp/>

フリーダイヤル：0120-668001

(受付時間：営業日の午前9時～午後5時)



SMTAM投信関連情報サービス

お客様が指定されたファンドに関する情報(基準価額、レポート)や投資に関するコラム等をLINEでお知らせします。

※LINEご利用設定は、お客様のご判断でお願いします。
※サービスのご利用にあたっては、あらかじめ「SMTAM投信関連情報サービス利用規約」をご確認ください。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

商品分類		
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
追加型投信	内外	資産複合

属性区分				
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
その他資産 (注)	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファンド	あり(フルヘッジ)

(注)投資信託証券(資産複合(株式、債券、不動産投信、その他資産(MLP、バンクローン等))資産配分変更型)

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

ESG分類
ESG投信ではありません

この目論見書により行うグローバルETF・インカム・バランスファンド(年1回決算型)の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年4月15日に関東財務局長に提出しており、2024年4月16日にその届出の効力が生じております。

ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。

ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

投資信託説明書(請求目論見書)については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。その際、投資者は自ら請求したことを記録しておいてください。



ファンドの目的・特色



ファンドの目的

投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色

日本を含む世界の株式、債券、不動産投資信託証券(REIT)、マスター・リミテッド・パートナーシップ(MLP)、貸付債権(バンクローン)及びその他様々な資産クラスを投資対象とする日本を含む世界各国の金融商品取引所等の上場投資信託証券(ETF)に分散投資し、ファミリーファンド方式で運用を行います。

- ETFへの実質投資割合は、原則として高位を維持します。
- 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指します。

FAQ

ETFとは

「Exchange Traded Funds」の略称です。金融商品取引所等に上場する投資信託であり、上場株式と同様に取引時間中の市場価格で取引が可能です。多くは特定の指標に値動きが連動することを目指して運用されます。

ファンドのしくみ



ファミリーファンド方式とは

投資者の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用はマザーファンドで行う仕組みです。

(マザーファンドの概要)

マザーファンド	主な投資対象・投資地域	運用の基本方針
グローバルETF・インカム・バランスマザーファンド (為替ヘッジあり)	日本を含む世界各国の金融商品取引所等の上場投資信託証券(ETF)	この投資信託は、投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。



ファンドの目的・特色

ファンドの特色

各資産クラスのETFは流動性及び時価総額等を勘案し選定します。市場見通しに基づき各資産クラスの配分の大枠を設定後、安定したインカムの確保及び中長期的な価格変動リスクの抑制が期待できる組み合わせに着目し、個別ETFの組入比率を決定します。

- 各資産クラスの配分及び個別ETFの組入比率は、原則として定期的に見直しを行います。なお、全ての資産クラスに投資するとは限りません。
- 基準価額の下落抑制を目的として市場環境等により委託会社が必要と判断した場合には、コマーシャル・ペーパー等の短期有価証券並びに短期金融商品等に投資することもあります。

マザーファンドの投資プロセス

世界の金融商品取引所等に上場するETF

インカム収益が期待できる資産クラスから流動性・時価総額等を加味し銘柄群を選定

組入候補銘柄群

- 市場見通しに基づき、資産クラスの配分及び銘柄毎の組入比率の制約条件(上限値または下限値)を設定
- 銘柄毎の為替ヘッジコスト控除後利回り・リスク・相関関係、制約条件等をもとに最適な組入比率を決定

ポートフォリオ案

ポートフォリオの構築

定期的な見直し

資産クラスの配分及び銘柄毎の組入比率は、原則月次で見直しを実施
※市場環境等により、臨時で見直しを行う場合もあります。

※上記プロセスは、今後変更となる場合があります。



ファンドの特色

3. 原則として、年1回決算を行います。

分配方針

- 年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。
ただし、分配を行わないことがあります。
- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

〈ご参考情報〉

REIT

Real Estate Investment Trust の略称です。

REITは、投資者から集めた資金で、不動産への投資を行い、そこから得られる賃貸料収入や不動産の売買益を原資として投資者に配当する商品です。

MLP

マスター・リミテッド・パートナーシップ(Master Limited Partnership)の略称です。

米国で行われている共同投資事業形態の1つで、米国の金融商品取引所等に上場し取引されています。

MLPの多くは、エネルギーや天然資源に関わる事業を行っています。

通常、四半期ごとに収益の多くを配当しています。

バンクローン

銀行などの金融機関が、事業拡大などのために資金調達を希望する企業などに対して行う融資(ローン)を指します。一般的に、バンクローンは投資適格未満の格付を有する企業への変動金利のローンです。

資金動向、市況動向、信託財産の規模等によっては、前記の運用ができない場合があります。

↑↓ 投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。
従って、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
- 信託財産に生じた利益及び損失は、全て投資者の皆様に帰属します。
- 投資信託は預貯金と異なります。

金利変動リスク	債券、バンクローン等の価格は、一般的に金利低下(上昇)した場合は値上がり(値下がり)します。なお、債券、バンクローン等が変動金利である場合、こうした金利変動による価格の変動は固定金利の場合と比べて小さくなる傾向があります。また、発行者・債務者等の財務状況の変化等及びそれに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。債券、バンクローン等の価格が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。また、ハイイールド債券に投資する場合は、こうした金利変動の影響をより大きく受ける可能性があります。
株価変動リスク	株価は、発行者の業績、経営・財務状況の変化及びそれに関する外部評価の変化や国内外の経済情勢等により変動します。株価が下落した場合は、基準価額の下落要因となります。
リートの価格変動リスク	リートの価格は、不動産市況(不動産稼働率、賃貸料、不動産価格等)、金利変動、社会情勢の変化、関係法令・各種規制等の変更、災害等の要因により変動します。また、リート及びリートの運用会社の業績、財務状況の変化等により価格が変動し、基準価額の変動要因となります。
MLPの価格変動リスク	MLP(マスター・リミテッド・パートナーシップ)の多くは、エネルギー、天然資源に関わる事業を主な投資対象とするため、MLPの価格は、事業を取り巻く環境やエネルギー市況の変化、金利変動等の要因により変動し、基準価額の変動要因となります。
為替変動リスク	外貨建資産については、原則として為替予約を活用し、為替変動リスクの低減を図ることを基本としますが、完全にヘッジすることはできませんので、外貨の為替変動の影響を受ける場合があります。また、為替ヘッジを行う通貨の短期金利と円短期金利を比較して、円短期金利の方が低い場合には、当該通貨と円の金利差相当分のコストがかかりますが、さらに需給要因等によっては金利差相当分を上回るコストがかかる場合があることにご留意ください。 為替ヘッジは原則としてETFの取引通貨に対して行うため、ETFが取引通貨とは異なる通貨の資産を保有する場合には、当該通貨間の為替変動は基準価額の変動要因となります。



信用リスク	有価証券等の発行体等が財政難、経営不振、その他の理由により、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなった場合、又はそれが予想される場合には、有価証券等の価格は下落し、基準価額の下落要因となる可能性があります。相対的に格付が低い発行体等の有価証券等に投資する際には、信用度に関するマーケットの考え方の変化の影響をより大きく受けける可能性があり、利払い、償還金、借入金等をあらかじめ決められた条件で支払うことができなくなるリスクがより高いものになると想定されます。
流動性リスク	時価総額が小さい、取引量が少ない等流動性が低い市場、あるいは取引規制等の理由から流動性が低下している市場で有価証券等を売買する場合、市場の実勢と大きく乖離した水準で取引されることがあり、その結果、基準価額の下落要因となる可能性があります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化、外国為替規制、資本規制、税制の変更等の事態が生じた場合、又はそれが予想される場合には、方針に沿った運用が困難になり、基準価額の下落要因となる可能性があります。また、新興国への投資は先進国に比べ、上記のリスクが高まる可能性があります。
資産等の選定・配分にかかるリスク	ファンドは中長期的に安定的な収益を獲得することを目指して、市場環境等の変化に応じた運用を行うため、運用者の判断で投資対象とする資産やファンドを追加・除外したり、それらへの投資比率を変更します。この投資行動が、ファンドの収益の源泉となる場合もありますが、損失が発生する要因となる場合があります。 また、投資対象とする資産やファンドの追加に伴い、新たな投資リスクが生じる可能性があります。

※基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- MLPIに適用される法律又は税制が変更された場合、基準価額に影響を与えることがあります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益及び評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ファンドは、大量の換金申込が発生し短期間で換金代金を手当てる必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。
これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止、取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

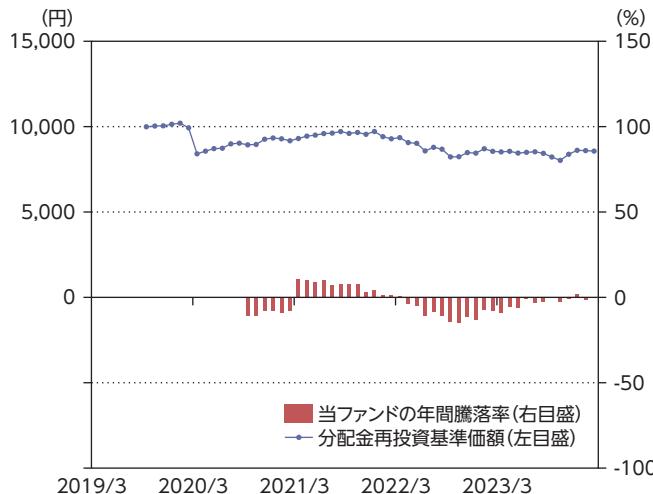
リスクの管理体制

委託会社におけるリスク管理体制

- 運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理(流動性リスク管理等を含む)と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。

〔参考情報〕

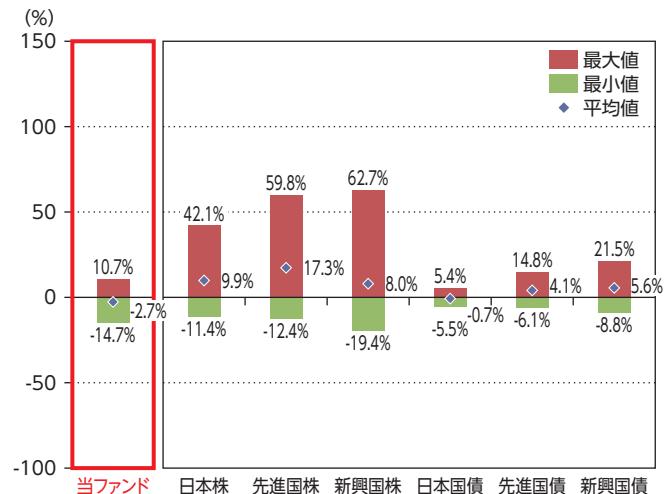
当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*当ファンドについては2020年9月～2024年2月の3年6ヶ月間、他の代表的な資産クラスについては2019年3月～2024年2月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

*当ファンドの年間騰落率は、設定後のデータのみで算出しています。従って、当該ファンドの年間騰落率と他の代表的な資産クラスの指数の年間騰落率を同じ図に表示すると、誤認につながる懸念があるため、別の図に表示しています。

各資産クラスの指標について

日本株 TOPIX(東証株価指数)(配当込み)	TOPIX(東証株価指数)とは、株式会社JPX総研が算出、公表する指数で、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数の指値及び同指値に係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指値の算出、指値値の公表、利用など同指値に関するすべての権利ノウハウ及び同指値に係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指値の指値値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しててもJPXは責任を負いません。
先進国株 MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指値に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指値の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指値に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指値の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
日本国債 NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利率国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指値の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社は、同指値の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指値を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関して一切責任を負いません。
先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推薦、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債 JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッタ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)	本指値は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指値は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指値を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指標を使用しております。

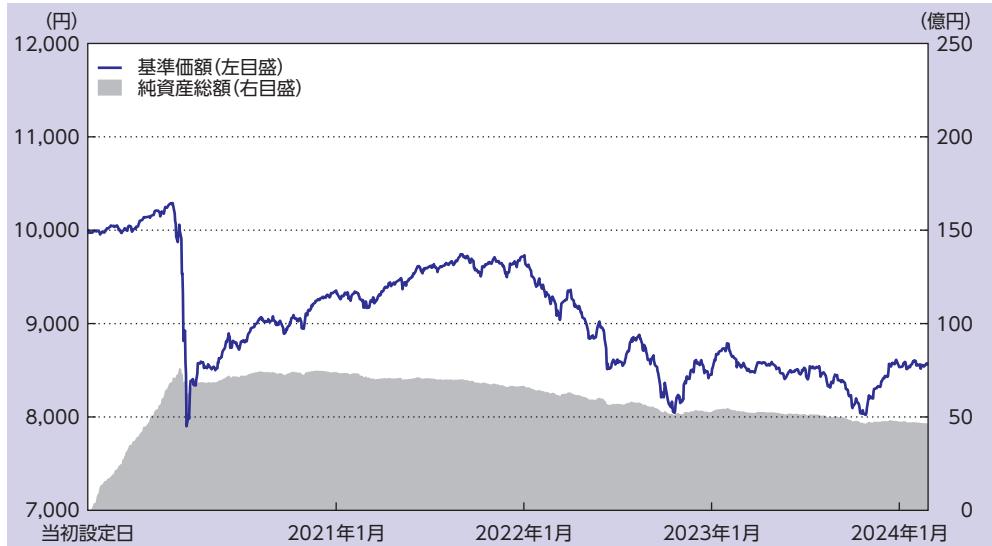


運用実績

当初設定日：2019年9月9日
作成基準日：2024年2月29日



基準価額・純資産の推移



※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

基 準 価 額	8,565円
純資産総額	46.51億円

分配の推移	
決算期	分配金
2020年1月	0円
2021年1月	0円
2022年1月	0円
2023年1月	0円
2024年1月	0円
設定来分配金合計額	0円

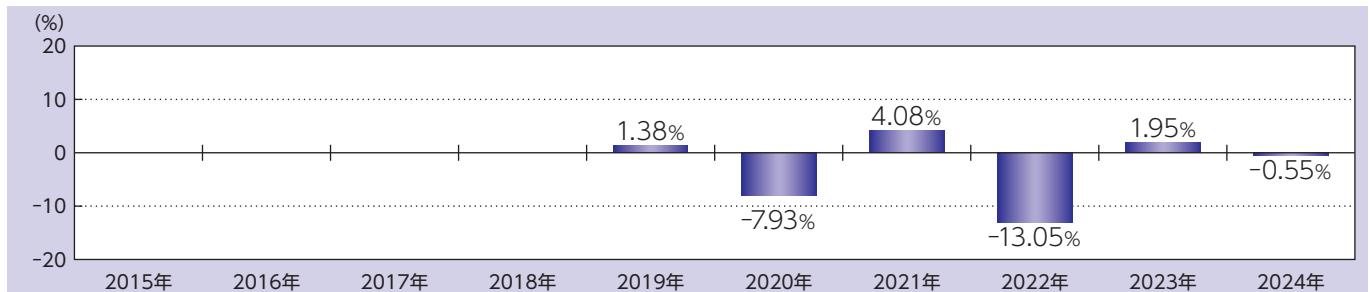
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

銘柄名	国／地域	種類	実質投資比率
ヴァンエック・ベクトル優先証券(除金融業) ETF	アメリカ	投資信託受益証券	10.1%
iシェアーズ0~5年ハイ・イールド社債 ETF	アメリカ	投資信託受益証券	10.0%
バンガード・オーストラリア固定金利インデックス ETF	オーストラリア	投資信託受益証券	10.0%
iシェアーズ・コア・ユーロ社債UCITS ETF	イギリス	投資信託受益証券	8.1%
iシェアーズJPモルガン・米ドル建てエマージング・マーケット債券ETF	アメリカ	投資信託受益証券	8.1%
iシェアーズJPモルガンUSDアジア・クレジット・ボンド・インデックスETF	シンガポール	投資信託受益証券	8.1%
iシェアーズ・バークレイズUSDアジア高利回り債指数ETF	シンガポール	投資信託受益証券	7.1%
NEXT FUNDS 東証REIT指数連動型上場投信	日本	投資信託受益証券	6.5%
iシェアーズiBoxx米ドル建て投資適格社債 ETF	アメリカ	投資信託受益証券	6.0%
iシェアーズ・ユーロ・ハイイールド社債UCITS ETF	イギリス	投資信託受益証券	5.1%

※実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



※2019年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2024年は年初から作成基準日までの収益率です。

※ファンドには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。



手続・手数料等

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。				
購入価額	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表示しています。)				
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。				
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。				
換金価額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額とします。				
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目からお支払いします。				
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までとします。				
購入の申込期間	2024年4月16日から2024年10月15日までとします。 ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。				
購入・換金 申込受付不可日	投資対象国・地域の休日等当該日の購入・換金のお申込みを受け付けることにより投資信託財産の効率的な運用を妨げるおそれがあると委託会社が合理的に判断する「別に定める日」*に該当する場合は、購入・換金のお申込みを受け付けないものとします。 ※2024年4月15日現在、以下に該当する日とします。 <table border="1"><tr><td>申込日当日又はその翌営業日が次のいずれかの場合</td><td>申込日の翌営業日が次のいずれかの場合</td></tr><tr><td>ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行休業日</td><td>ロンドン証券取引所の休業日 シンガポール証券取引所の休業日 オーストラリア証券取引所の休業日 ロンドンの銀行休業日 シンガポールの銀行休業日 シドニーの銀行休業日</td></tr></table> <p>なお「別に定める日」はマザーファンドの投資対象ETFの変更等により今後変更となる場合があります。 最新の情報につきましては販売会社にお問い合わせください。</p>	申込日当日又はその翌営業日が次のいずれかの場合	申込日の翌営業日が次のいずれかの場合	ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行休業日	ロンドン証券取引所の休業日 シンガポール証券取引所の休業日 オーストラリア証券取引所の休業日 ロンドンの銀行休業日 シンガポールの銀行休業日 シドニーの銀行休業日
申込日当日又はその翌営業日が次のいずれかの場合	申込日の翌営業日が次のいずれかの場合				
ニューヨーク証券取引所の休業日 ニューヨークの銀行休業日	ロンドン証券取引所の休業日 シンガポール証券取引所の休業日 オーストラリア証券取引所の休業日 ロンドンの銀行休業日 シンガポールの銀行休業日 シドニーの銀行休業日				
換金制限	ファンドの規模及び商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の換金には受付時間及び金額の制限を行う場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。				
購入・換金申込受付の 中止及び取消し	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及びすでに受け付けた購入・換金のお申込みの受付を取り消すことがあります。				
信託期間	無期限(2019年9月9日設定)				
繰上償還	次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了(繰上償還)させることができます。 ●受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合 ●ファンドを償還することが受益者のために有利であると認める場合 ●やむを得ない事情が発生した場合				



決算日	毎年1月15日(休業日の場合は翌営業日)です。
収益分配	年1回、毎決算時に委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して分配金額を決定します。 収益分配金の受取方法により、「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託金の限度額	5,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎決算時及び償還時に交付運用報告書及び運用報告書(全体版)を作成し、交付運用報告書を販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※ 上記は、2024年2月29日現在のものです。税法が改正された場合等には、変更される場合があります。 なお、配当控除あるいは益金不算入制度の適用はありません。



手続・手数料等

ファンドの費用・税金

〈ファンドの費用〉

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌々営業日の基準価額に 2.2% (税抜2.0%)を上限 として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。詳しくは販売会社にお問い合わせください。 購入時手数料は、商品説明等に係る費用等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。詳しくは販売会社にお問い合わせください。
信託財産留保額	換金申込受付日の翌々営業日の基準価額に 0.3% の率を乗じて得た額を、換金時にご負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下の通りです。 信託期間を通じて毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。毎計算期間の最初の6ヶ月終了日及び毎計算期末又は信託終了のとき、信託財産から支払われます。 純資産総額に対して年率0.99% (税抜0.9%) を乗じて得た額 信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率 支払先毎の配分は以下の通りです。												
	<table><thead><tr><th>支払先</th><th>内訳</th><th>主な役務</th></tr></thead><tbody><tr><td>委託会社</td><td>年率0.4785% (税抜0.435%)</td><td>委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価</td></tr><tr><td>販売会社</td><td>年率0.4785% (税抜0.435%)</td><td>運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価</td></tr><tr><td>受託会社</td><td>年率0.033% (税抜0.03%)</td><td>運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価</td></tr></tbody></table>	支払先	内訳	主な役務	委託会社	年率0.4785% (税抜0.435%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価	販売会社	年率0.4785% (税抜0.435%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価	受託会社	年率0.033% (税抜0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価
支払先	内訳	主な役務											
委託会社	年率0.4785% (税抜0.435%)	委託した資金の運用、基準価額の計算、開示資料作成等の対価											
販売会社	年率0.4785% (税抜0.435%)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価											
受託会社	年率0.033% (税抜0.03%)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価											

その他の費用・手数料

有価証券の売買・保管、信託事務に係る諸費用、マザーファンドの解約に伴う信託財産留保額等をその都度、監査費用等を日々、ファンドが負担します。これらの費用は、運用状況等により変動するなどの理由により、事前に料率、上限額等を示すことができません。
・有価証券の売買・保管に係る費用:有価証券の売買・保管にあたり、売買仲介人・保管機関に支払う手数料 ・信託事務に係る諸費用:投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息等 ・監査費用:監査法人に支払うファンドの監査に係る費用

※上記の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、上限額等を事前に示すことができません。また、上場投資信託証券は市場の需給により価格形成されるため、上場投資信託証券の費用は表示しておりません。



〈税金〉

●税金は表に記載の時期に適用されます。

●以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

※上記は2024年2月29日現在のものです。

(参考情報) ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
1.05%	0.99%	0.06%

※対象期間は2023年1月17日～2024年1月15日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※実質的に投資する上場投資信託証券の運用・管理にかかる費用は含みません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

<メモ>

<メモ>



ユニバーサルデザイン（UD）の
考えに基づいた見やすいデザイン
の文字を採用しています。

このページは、三井住友信託銀行株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づいてお渡しするものです)

この書面、手数料に関する書面および目論見書の内容を十分にお読みください。

[クーリング・オフの適用について]

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

[ファンドにかかる手数料等について]

投資信託のご購入からご解約・償還までにお客さまにご負担いただく費用には以下のものがあります。費用等の合計は以下を足し合わせた金額となります。

これらの費用の合計額、計算方法等については、お客さまがご購入されるファンドやご購入金額等によって異なりますので、表示することができません。

(1)ご購入時・ご解約時に直接ご負担いただく費用

- 申込手数料:申込金額(手数料込み)に応じ、ご購入時の基準価額に対して最大3.30%(税込)の率を乗じて得た額

※申込代金から申込手数料をいただきますので、申込代金の全額が当該投資信託の購入金額となるものではありません(裏面に具体的な計算例を示していますのでご確認ください)。

※当ファンドの申込手数料率は別項の「お申込手数料率のご案内」でご確認ください。

- 信託財産留保額:ご購入時の基準価額に対して最大0.1%の率を乗じて得た額
ご解約時の基準価額に対して最大0.5%の率を乗じて得た額

- 解約手数料:かかりません

(2)保有期間中に信託財産から間接的にご負担いただく費用

- 信託報酬:純資産総額に対して最大年2.20%(税込)の率を乗じて得た額。なお、商品により別途運用実績に基づき計算される成功報酬額がかかる場合があります。

- その他の費用:証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料または税金、先物・オプション取引に要する費用、組入資産の保管に要する費用、投資信託財産に係る会計監査費用、実質的に投資対象とする資産の価格に反映される費用(各々必要な場合は消費税等を含みます)など(運用状況等によって変動するため、料率、上限額を示すことができません。投資対象とするファンドにおいて負担する場合を含みます)。

申込手数料以外の詳細につきましては、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

◆ファンダの終了について

一定の事項に抵触した場合は繰上償還することができます。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

◆当ファンダに係る金融商品取引契約の概要

三井住友信託銀行は、ファンダの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。

◆当社が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要

三井住友信託銀行が行う登録金融機関業務は、主に金融商品取引法第33条の2の規定に基づくものであり、当社においてファンダのお取引を行われる場合は、以下の方針により取り扱いいたします。

- 当社では投資信託のお取引にあたっては、「振替決済口座、投資信託保護預り口座、外国証券取引口座、累積投資口座」の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます)には、取引報告書を原則として郵送によりお客さまに交付いたします。

◆当社の概要(販売会社に関する情報)

商号等 三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号

本店所在地 〒100-8233 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号

資本金 3,420億円(2023年3月31日現在)

設立年月日 1925年7月28日

加入協会等 日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

当社の苦情処理措置 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター

及び紛争解決措置 または一般社団法人全国銀行協会を利用

証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005

全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772

認定投資者保護団体 当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はございません。

業務の概要 信託業務、銀行業務、不動産売買の媒介、証券代行等の併営業務、登録金融機関業務

※本頁は、目論見書の一部を構成するものではなく、上記の情報は、目論見書の記載情報ではありません。

上記の情報の作成主体は販売会社であり、作成責任は販売会社にあります。

このページは、三井住友信託銀行株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

金融ADR制度(苦情処理・紛争解決手続)について

- 金融ADR制度とは、金融機関とお客さまとのトラブルを、裁判以外の方法で解決を図る制度です。一般的に、手続きの簡易さ、迅速性、専門性、非公開性、低廉な費用といったメリットがあるといわれています。苦情処理・紛争解決手続きの手段は、お客さまが任意にご選択できます。
- お取引の指定ADR機関、または、指定ADR機関がない場合の当社の苦情処理・紛争解決手続き(苦情処理措置および紛争解決措置)については、目論見書補完書面の「当社の概要」をご覧ください。

お申込み手数料に関するご留意事項

1. 申込手数料の具体的な計算例

金額指定で購入する投資信託の申込手数料は、概ね次のように計算します。

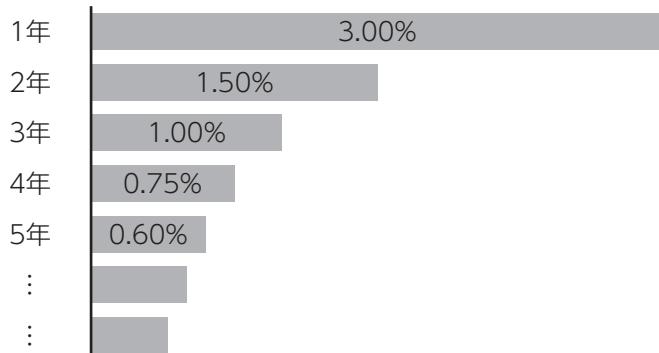
(例) 申込手数料率が3.30%(税込)、基準価額が1万口あたり10,000円の投資信託を100万円の申込金額(手数料込み)で購入される場合

① 1万口あたりの 申込手数料(税込)	$10,000\text{円}$	\times	3.30%	=	<u>330円</u>
	(基準価額)		(申込手数料率)		
② 購入口数の計算	$1,000,000\text{円}$	\div	($10,000\text{円} + 330\text{円}$)	$\times 10,000$	= <u>968,055口</u>
	(申込金額)		基準価額	申込手数料	
			——— 1万口あたり ———		
③ 申込手数料(税込) の計算	<u>330円</u>	\times	<u>968,055口</u>	$\div 10,000$	= <u>31,945円</u>
	(1万口あたりの 申込手数料)		(購入口数)		

2. 投資信託のお申込手数料は購入時に負担いただくのですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

《例》お申込手数料率が3%(税抜)の場合

【保有期間】 [1年あたりのご負担率(税抜)]



※ 投資信託によっては、お申込手数料を頂戴せず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※左記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や償還までの期間については目論見書や目論見書補完書面でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、左記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただきます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

三井住友信託銀行への
お問い合わせ先

ご不明な点等につきましては、下記または、お取引のある本支店までお問い合わせください。

0120-921-562

【受付時間】 平日 9:00~17:00

(土・日・祝日および12/31~1/3はご利用いただけません。)

なお、お問い合わせの内容によっては、お取引のある本支店におつなぎさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

このページは、三井住友信託銀行株式会社からのお知らせです。

(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

お申込み手数料率のご案内

〈商品名〉

グローバルETF・インカム・バランスファンド (年1回決算型)

■ 申込手数料率 ■

1.65% (税込)

スイッチングのお申し込みは無手数料です。

- 上記の申込手数料率を上限とします。ただし、申込手数料割引サービス等を別に定める場合はこの限りではありません。
- 詳細および最新情報は、当社ホームページまたはお取引店でご確認ください。

〈三井住友信託銀行にて取り扱う投資信託に関してご注意いただきたい事項〉

■ 投資信託におけるリスクについて

投資信託は、直接もしくは投資対象投資信託証券を通じて、主に国内外の株式や債券、不動産投資信託証券等に投資します。投資信託の基準価額は、組み入れた株式や債券、不動産投資信託証券等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下します。これによりお受取金額が投資元本を割り込むことがあります。投資信託の運用により信託財産に生じた損益は、全て投資信託をご購入いただいたお客様に帰属します。

■ その他重要なお知らせ

- ・投資信託は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- ・ファンドにより、信託期間中にご解約のお申し込みができない場合があります。
- ・取得のお申し込みの際は、最新の契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、お客様ご自身でご判断ください。
- ・当社は投資信託の販売会社であり、ご購入・ご解約のお申し込みについて取り扱いを行います。投資信託の設定・運用は運用会社が行います。
- ・投資信託にはクーリング・オフ制度は適用されません。
- ・本資料は三井住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

※本頁は、目論見書の一部を構成するものではなく、上記の情報は、目論見書の記載情報ではありません。

上記の情報の作成主体は販売会社であり、作成責任は販売会社にあります。

目論見書補完書面(投資信託)